



平成 22 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 富井 俊夫  
(コード番号 5805 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 経営企画部 IR・広報グループ 長  
菅井 幹夫  
(TEL. 03-5532-1911)

子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社の連結子会社である株式会社エクシムは、本日、東京電力株式会社、電源開発株式会社、東北電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社および沖縄電力株式会社が発注する高圧・特別高圧電力ケーブルの取引に関して、他の製造販売業者と共同して受注調整等の独占禁止法第 3 条後段の規定（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、下記のとおり、公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 命令を受けた子会社の名称等

- (1) 商 号 株式会社エクシム
- (2) 本店所在地 東京都港区麻布台一丁目 8 番 1 0 号
- (3) 代 表 者 代表取締役 武田 弘美

2. 排除措置命令の概要

株式会社エクシムは、違反行為が消滅している旨の確認、独占禁止法の遵守についての行動指針の作成、定期的な研修・監査の実施等の排除措置を採ることを命じられました。

3. 課徴金納付命令の内容

- (1) 納付すべき課徴金の額 合計 2 億 5, 1 5 7 万円
- (2) 納付すべき期限 平成 2 2 年 4 月 2 8 日

なお、株式会社エクシムは、昨年 1 月の公正取引委員会による調査開始を受け、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の一部免除が認められております。

4. 業績に与える影響

課徴金については、平成 22 年 3 月期第 3 四半期決算において特別損失に計上する予定としております。当連結会計年度の業績見通しについては現在精査中であり、後日業績修正の必要があると判断した場合には速やかにお知らせいたします。

5. 今後の対応

子会社が排除措置命令および課徴金納付命令を受けることとなった事態ならびに当社グループが置かれた状況等を厳粛に受け止め、次のとおり役員報酬の一部返上を行うことといたしました。

- 取締役社長 富井俊夫 20% (2 ヶ月)
- 専務取締役 山田真彦 10% (2 ヶ月)

今後は、当社グループ全体での企業倫理の徹底とコンプライアンス体制の一層の強化に全力で取り組むことにより信頼の回復に努めてまいります。

当社グループといたしまして、株主様をはじめ、お客様やお取引先様など、関係各位にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上